

宇都宮商工会議所会報「天地人」 広告掲載基準

平成15年12月 1日制定

平成19年 5月21日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮商工会議所（以下、「当所」という。）会報「天地人」（以下、「会報」という。）に掲載する広告の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 会報に掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者（以下、「広告主」という）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに生活文化の向上に寄与するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実のものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

第3条 会報に掲載しない広告は、その内容が第2条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 広告の主体及び責任の所在が不明確のもの
- (3) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (4) 社会問題について主義主張を含むもの
- (5) 風俗営業に類するもの
- (6) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (7) 事実でないのに、当所が支持、または推奨、あるいは保証しているかのように誤認される恐れがあるもの
- (8) 当所の記事内容を否定するもの
- (9) 著しく会報の品位を損なう恐れのあるもの
- (10) その他、会報の広告として妥当でないと認められるもの

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は別紙料金表に定める。

(責任の所在)

第5条 広告主は、その主体、責任の所在や内容、表現を明確にし、内容、表現についての一切の責任を負うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

平成15年12月1日制定

附 則

この基準は、平成19年5月21日から施行する。